## 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおりプロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和6年(2024年)4月16日

山口県知事 村岡 嗣政

## 1 業務の概要

次に掲げる業務の委託

(1) 業務名

令和6年度 障害者雇用職場リーダー養成講座実施業務

(2) 業務の内容

職場において障害者雇用を推進するリーダーとなる人材を養成するための基本的な研修を行い、障害者雇用を促進する。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年2月28日までの期間内

## 2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項に 規定する者でないこと。
- (2) 山口県内に事業所又は営業所等がある者であること。
- (3) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。 山口県の県税の納税義務を有するものにあっては、当該県税の未納がない者であ ること。
- (4) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 破産法 (平成 16 年法律第 75 条) に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 民間企業等であること。
  - 注 「民間企業等」は、民間企業、NPO法人それらの法人(一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等)のほか、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等、及び当該事業を適切に運営できる個人事業主を含む。
- (7) この手続の開始の日から令和6年5月16日までの間のいずれの日において も、山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基 づく参加停止を受けていないこと。

- 3 応募要領等の配布
  - (1) 場所

山口市滝町1番1号 山口県産業労働部労働政策課(県庁8階)

(2) 日時

令和6年4月16日(火)から令和6年5月16日(木)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) その他

令和6年4月16日(火)午前9時から令和6年5月15日(水)午後5時まで山口県産業労働部労働政策課のホームページに応募要領等を掲載する。

- 4 参加表明書の提出方法、提出場所及び受領期限
  - (1) 提出方法

持参し、又は郵送すること。

(2) 提出場所

山口市滝町1番1号 山口県産業労働部労働政策課(県庁8階)

(3) 受領期限

令和6年5月9日(木) 午後5時(必着)

- 5 提案書の提出方法、提出場所及び受領期限
  - (1) 提出方法

持参、又は郵送すること。(郵送の場合は書留とすること。)

(2) 提出場所

山口市滝町1番1号 山口県産業労働部労働政策課(県庁8階)

(3) 受領期限

令和6年5月16日(木)午後5時(必着)

6 審査

審査は、令和6年度障害者雇用職場リーダー養成講座実施業務審査委員会により 令和6年5月下旬までに実施する。

## 7 その他

- (1) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (2) 法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。
- (3) 詳細については、山口県産業労働部労働政策課(電話083-933-3221) に問い合わせること。

以上